

令和 8 年度 荏崎市成年後見制度利用促進協議会会議録(要旨)

【会議の概要】

会議の名称	荏崎市成年後見制度利用促進協議会
日 時	令和 8 年7月 29日(水) 13 時 30 分～14 時 55 分
場 所	荏崎市保健福祉センター2階 生活指導室 1・2
議 題 (協議事項)	(1) R7年度中核機関実績報告について (2) R8年度中核機関事業計画について (3) 第3期権利擁護支援・成年後見制度利計画について (4) その他
出席委員	浅川委員・功刀委員・田村委員・竹野委員・高橋委員・宮沢委員・樋口委員・平賀委員 以上 8 名
公開区分	■公開 □一部公開 □非公開
傍聴人の数	0 人
事務局	【長寿介護課】 保坂課長・古屋・山本・宮下 【福祉課】 森澤・清水 【社会福祉協議会】 伏見・大木・土橋 以上 9 名
オブザーバー	県関係機関 2 名 甲府家庭裁判所 1 名 以上 3 名

【協議内容等】

発 言 者	内 容 (要 旨)
事務局より議案(1)、議案(2)について説明	
議長	議案(1)及び議案(2)について、委員からの質問・意見を求める。
委員 1	2 点質問をしたい。1 点目は、虐待の相談通報先として、どのような案内をしているのか。 2 点目は、後見人の支援機能で 5 件の相談がある中で、親族後見人と専門職とどちらからの相談が多いのかお聞きしたい。
事務局	1 点目のご質問について、虐待の通報先として、高齢者は長寿介護課、障がい者は福祉課になる。市のそれぞれの窓口に通報との案内で統一している。件数としてカウントしているものはそれぞれ市で把握、対応した件数を中核機関で共有している。 2 点目のご質問について、後見人からの相談については専門職の後見人からの相談が5件で、被後見人の背景や家庭環境の問い合わせ、対応方針の検討、情報共有等として件数を挙げている。
委員 1	1 点目について、高齢者、障がい者虐待は、本人が声を上げられず、別の見つけた方が通報をすることによって、市町村の関わりがスタートする。本人の虐待状況を解消するまで市町村が伴走しながら、解消までを一気に手助けをして関わっていく。もし、福祉職や福祉関係者が把握した場合には通報する義務がある。また、通報や相談が来た時に、本人や相談者が通報を渋ってる様子があれば、場合によっては中核機関でも通報を検討する事も忘れずに対応いただければと思う。 2 点目に関しては、相談が専門職からということで、中核機関の役割としてしっかり認識、周知されてきて良いことだと思う。
委員 2	2 点質問をしたい。1 点目は親族後見人や親族申し立ての数は把握しているのか。後見人の支援機能として専門職だけではなく、親族後見にも支援の手が差し伸べられる事を周知をしていただければと思い質問した。 2 点目は、児童部門の関連部署との連携体制の構築強化に関し、何か法的な、または制度的な枠組みの改正があって取り組むのか。あるいは荏崎市独自で、児童の分野も一緒に考えていかなければこの虐待全体の解消や取り組みが不足してるのではないかと、という動機やきっかけとなるような庁内的な議論があれば教えていただきたい。

発 言 者	内 容（要 旨）
事務局	1 点目について、中核機関で親族申し立ての支援もしている。行政書士や司法書士にお願いしている人は体感的には増えているイメージがある。 2 点目について、本市の中核機関では高齢者や障がい者を中心に権利擁護の状況を把握してきたが、児童分野については十分な把握ができていなかった。権利擁護自体はライフステージを通じて切れ目なく取り組むことが重要だと考えている。特に、障がい児については 18 歳以降に成年後見制度や、意思決定支援に繋がるケースも多く、相談として増えてきている。児童期からの課題を把握しておく必要性もあると考え、また児童虐待の件数や傾向を把握することで地域全体の権利擁護の課題が見えてくると感じている。数字を把握することによって、関係機関との連携や今後の施策に繋がると思うのでこのような課題を出させていただいた。
委員 2	児童の分野は、我々もなかなか踏み込めない独特な分野だと思う。市の児童の部署からも、高齢者、障がい者との分野と一緒に児童の権利擁護の視点で関わり、連携強化をしていくとの声が上がっているという理解でいいのか。児童分野は独特なため、高齢者、障がい者の分野が関わるより、まずしっかり児童分野で固めていくというのが他の市町村にもある。また児童分野も、独自の歴史的な背景があり、児童虐待に関する対応力はかなりスキルが高いという自負があると思うので、そのすり合わせをやるのであれば、対連携強化や、高齢者、障がい者の分野も踏み込んで勉強していく必要があると気になった。しかし取り組みとしては間違った取り組みではないと思うので応援したい。
委員 1	親族後見人が家庭裁判所に申し立てした際、資料別紙 1 のようなチラシを渡してもらえるのか。
事務局	家庭裁判所に設置をお願いしている。親族申し立てや親族後見人として支援される方について、必要があれば中核機関で相談に乗っている。先程の報告では、専門職の後見人からの相談をお伝えしたが、いずれは親族の方にも気軽に相談できる機関として周知が広がると良いと思っている。
議長	先程の事務局説明の中で法改正の話があった。このことに関して、現時点での動向や今後の見通しなどオブザーバーの 2 機関からのご意見をいただきたい。
オブザーバー 1	法律の改正について我々のところに少しずつ国から協議や専門家ワーキングチームを作っている話しはあるが、具体的にはまだ上がってきてない状況であり、荏崎市や専門職の方々も含めて今後の動向がはっきり固まったところで、随時情報提供させていただきたい。
委員 2	そもそも何の法改正かの説明がない。事務局からの説明を求める。
事務局	議案(3)で法改正のところを説明させていただきたい。
議長	議案(3)に入る前にオブザーバーのご意見をお願いしたい。
オブザーバー 2	法改正については昨年 6 月に民法改正が成立公布し、2 年 6 月内に施行するように決められているので、遅くとも令和 10 年度中には新しい制度になる。大きな変更点として、後見、補佐、補助の 3 類型が、補助に一本化される点と、制度設計では 1 度申し立てがされると、本人が亡くなるか、判断能力が回復するまでずっと続けていたものが、法的課題が解決したら終了することが可能なスポット的な使い方ができる、という部分が大きな変更点になる。ただこの情報についてはこちらでも皆様方が知っている以上の情報はおりてきていないのが現状。
議長	事務局に議案(3)の説明を求める。
事務局より議案(3)について説明	
議長	議案(3)について、委員からの質問・意見を求める。
委員 3	法改正で日常生活自立支援事業が大幅に拡充拡大されることによって、今のマンパワーで対応できるのか、と思うが対応していくしかない。その中で足りないところを埋めていくしかないので、できることは協力していきたい。

発 言 者	内 容（要 旨）
委員 2	1 点質問をしたい。この第 3 期の基本計画策定のスケジュールとしては、冬頃までに案を策定をするという理解で良いか。そこで、この利用促進協議会で原案を承認した上で、次の高齢者福祉計画・介護保険事業計画に盛り込み、そちらで承認をしていただくスケジュールという理解で良いのか。
事務局	その通りで間違いない。
委員 2	今の回答を踏まえ、2 点あると思う。 頼れる身寄りのない高齢者への支援の充実という部分は、国として県社協の日常生活自立支援事業の枠組みを利用して拡大することを有無を言わずやるというスタンスだと感じる。それに対して、身寄りのない方の死後事務等様々な対応をしなければならず市町村の社協の業務量が増えるので、そのマンパワーがあるのかとても危惧している。逆に言うと、市町村の社協はこの出された枠組みだと現状ではできない、またはこうすればできる、例えばマンパワーが増えればできる等きちんと上げていくことで良い制度になるのかと思う。広い意味で権利擁護支援という枠組みを捉えれば、この利用促進協議会で十分機能していくべきだと思う。 もう 1 点は、成年後見制度の適切な利用支援で、全国的に見ると全ての市町村で中核機関がまだ立ち上がっていない現状がある。その中で国主導で地域権利擁護相談支援センターを作るという話だと思うが、そうすると、荏州市の中核機関という名称が荏州市地域権利擁護相談支援センターに変えるのかという議論もこの場で必要になる可能性が高いと思う。いずれにしても看板を掛け替えて済む問題ではない。今までやってきた荏州市の権利擁護支援の枠組みとしても、中核機関をどのように充実させ市民の皆さんに周知をして利用していただくかというところに注力すべきだと考える。
事務局	頼れる身寄りがいない高齢者等への支援で、国、県社協からもまだ具体的な話は示されてない。今のご意見のように、今のマンパワーではおそらく受けることが難しい。例えば補助金や委託金が幾らなのか、職員が 1 人専任で雇えるのか等具体的な内容が詰まり、可能な道筋がついてくれば受けていくということになるとは思っている。頼れる身寄りがいない高齢者の支援に関しては、第二種社会福祉事業の運営は、NPO 法人や株式会社でも可能だと思うが、実際に運営できる会社、団体があるのかというところと荏州市には NPO 法人もないのが現状で、やはり社会福祉協議会が一番念頭に出てくるのかと思っている。 もう 1 つ中核機関を地域権利擁護相談支援センターとして名称を変えるのかという事もいずれここで詰めていかなければならない問題である。また、法律の体系から「成年後見」の言葉自体がなくなる事で、次期の計画途中で様々変わる所が出てくると思うが、反映できる所は載せていきたいと考えているのでご理解をいただきたい。冬頃の第 2 回のこの協議会の時にお諮りできればと思っている。
議長	先程からマンパワーという言葉が出ているが、他市では市民後見人の講座を開いて市民後見人、マンパワーを増やそうと昨年度から動いているが、荏州市はマンパワーが足りないと分かっている何もしないのか。
事務局	市民後見人の養成は市が社協に委託している部分だが、県からの補助金が上限 60 万円までである。開催に関する具体的な部分を他市に聞いているところなので、養成講座開催に向けて市とも協議して、足りない部分の補助金も含めて関係機関と情報を共有して詰めていきたい。
議長	他の質問・意見を求める。
委員 2	荏州市民から市民後見人になりたい等、養成講座の開催についての問い合わせはあるのか。
事務局	今まで 4、5 件の問い合わせがあった。やってみたいという方がいる以上、研修の体制等を整えてどのように養成講座を開催していくか検討していく。

発 言 者	内 容（要 旨）
委員 2	ちなみに他市だが、昨年基礎講座を開催し、10数名の方が講座を修了し、今年実務講座、実務実習に進んだ方が7名だと聞いた。講座を開いて終わりではなく、養成したらその後実際に市民後見人として活躍、活動できる体制を整える方が大変だと思う。どこの市町村も実際の運営を社協に委託をして、市民後見人の養成とそれからのスキルアップを委ねている。そういう意味では社協に負担がかかると思う。また、家庭裁判所は社協の監督機能がないと選任しないとなっているので、とても大変だと思う。あとは基礎講座は県で今年行おうと聞いている。それを利用して実務講座等は各市町村で行う仕組みもあると思うので、そこもまた検討していただければと思う。
議 長	他に質疑がないので以上で全ての審議を終了する。